

地域再生基本方針の一部変更について(概要)

内閣官房地域活性化統合事務局

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号。以下「二次一括法」という。)が第 177 回通常国会で成立し、平成 23 年 8 月 30 日に公布、平成 23 年 11 月 30 日に施行された。この二次一括法においては、地域再生法の一部改正が規定されており、これに対応する形で地域再生基本方針本文の一部変更を行う。

○改正内容

二次一括法に基づき、地域再生計画における義務的記載事項である「地域再生計画の目標」、「その他内閣府令で定める事項」が努力義務に変更されたこと等に伴い、基本方針において目標を定めることが義務であることを前提とした書きぶりの修正を行うとともに、所要の修正を行う。